

# 会社法上の会社解散命令について

- **会社の解散命令とは**

裁判所は、公益を確保するため会社の存立を許すことができないと認めるときに、法務大臣又は株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立てにより、会社の解散を命ずることができる(会社法第824条)。

- 会社とは、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう(会社法第2条第1項第1号)

- **類似の制度として以下のものがある。**

- **裁判所によるもの**

- 外国会社に対する営業所閉鎖命令(会社法第827条)

- 解散命令(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第261条)

- 解散命令(宗教法人法第81条)

- 事業者団体の解散の宣告(独占禁止法第95条の4)

- **行政庁によるもの**

- 行政庁による解散命令(農業協同組合法第95条の2)

- 法令等の違反に対する処分(中小企業等協同組合法第106条第2項)

- 解散命令(私立学校法第62条)

## 申立要件その他

- 申立人  
法務大臣又は株主、社員、債権者その他の利害関係人(法第824条第1項)
- 要件
  - 公益を確保するため会社の存立を許すことができないこと
  - 次に掲げる場合
    - 会社の設立が不法な目的に基づいてされたとき(第824条第1項第1号)。
    - 会社が正当な理由がないのにその成立の日から1年以内にその事業を開始せず、又は引き続き1年以上その事業を休止したとき(同条同項第2号)。
    - 業務執行取締役、執行役又は業務を執行する社員が、法令若しくは定款で定める会社の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反復して当該行為をしたとき(同条同項第3号)。
- 担保
  - 株主、社員、債権者その他の利害関係人が解散命令の申立てをしたときは、裁判所は、会社の申立てにより、解散命令の申立人に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。(第824条第2項)
  - 会社が上記担保提供命令の申立てをするには、解散命令の申立てが悪意によるものであることを疎明しなければならない(第824条第3項)。
- 通知義務
  - 裁判所その他の官庁、検察官又は吏員は、その職務上解散命令の申立て又は会社法第824条第1項第3号の警告をすべき事由があることを知ったときは、法務大臣にその旨を通知しなければならない(会社法第826条)。

## 解散命令の手續・効果等

- 手續

会社解散命令は非訟事件手續であり、非訟事件手續法、会社法の非訟事件手續に関する規定(法第868条～第876条、第904条～第906条)およびその関連法令に従ってなされる。

- 効果等

- 会社解散命令が発せられた場合、当然に会社解散事由となる(法第471条第1項第6号、同法第641条第1項第7号)。
- ただし、会社の法人格は当然には消滅せず、消滅のためには清算手續が終了することが必要である。
- 裁判所は利害関係人若しくは法務大臣の申立てにより又は職権で、清算人を選任する(法第478条第3項、第647条第3項)。
- 清算人は、現務の結了、債権の取立て及び債務の弁済、残余財産の分配を職務とする(法第481条、第649条)。
- 清算人は、会社の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、直ちに破産手續開始の申立てをしなければならない(会社法第484条第1項、同法第656条第1項)

# 会社財産の保全

- 趣旨

- 会社解散命令の申立てがあった場合に、解散命令を予期してその前に会社財産の隠匿その他の不正行為が行われないように会社財産の管理・保全を行わせる。

- 管理命令

- 裁判所は、会社解散命令の申立てがあった場合には、法務大臣若しくは株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立により又は職権で、会社解散命令の申立てにつき決定があるまでの間、会社の財産に関し、管理人による管理を命ずる処分（管理命令）その他の必要な保全処分を命ずることができる（法第825条第1項）。
- 裁判所は、管理命令をする場合には、当該管理命令において、管理人を選任しなければならない（法第825条第2項）。